

令和 8 年度 AI チャットボットによる就農相談システム構築業務委託 公募型企画提案募集要領

1 事業の目的

農業従事者の高齢化や後継者不足が深刻化しており、新規就農者の確保が喫緊の課題となっている。AI 技術を活用した就農相談システムを開発することで、新規就農希望者のスムーズな就農を支援する。また、相談内容や利用データを効率的に収集・分析することで、新規就農者に必要な支援を的確に把握する。

2 公告

令和 8 年 9 月 29 日（火）に県公報及び静岡県公式ホームページ内「農業ビジネス課ページ」に掲載する。

3 業務委託者

- (1) 業務委託者：静岡県知事 鈴木康友
- (2) 執行部署：静岡県経済産業部農業局農業ビジネス課担い手育成・支援班
〒420-8601 静岡市葵区迫手町 9 番 6 号
電話 054-221-2629 FAX 054-221-3688
メール nougyoubiz@pref.shizuoka.lg.jp

4 業務概要

- (1) 業務名
令和 8 年度 AI チャットボットによる就農相談システム構築業務委託
- (2) 業務内容
別添「AI チャットボットによる就農相談システム構築業務委託仕様書」のとおり
- (3) 業務委託期間
契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (4) 委託契約限度額
5,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を限度とする。
- (5) 委託費の支払方法
委託業務完了検査合格後、提出された請求書に基づき、県は委託費を支払う。

5 参加表明書及び提案書を提出するために必要な要件

本業務に関する応募者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 業務遂行にあたり、豊富な知識・手段を有する者であること。また、十分な事業実施体制を有しており、迅速かつ具体的な打合せ及び連絡調整が行える者であること。
- (2) 企画説明（プレゼンテーション）実施日までに、情報システム開発等の業務の委託に係る競争入札参加資格において、「システム開発」、「システム運用・管理」の営業種目について競争入札参加資格を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 労働関係法令に基づく改善命令により、業務制限を受けるなど当事業遂行に支障が生じていない者であること。

- (5) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）による特別清算開始の申立がなされていない者
- (8) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）による破産手続開始の申立がなされていない者
- (9) 銀行取引停止処分を受けていない者
- (10) 企画提案書の提出日から契約締結時までの期間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年管第 324 号）に基づく入札参加停止を受けていないこと
- (11) 企画提案書の提出日から契約締結時までの期間に、静岡県の物品調達及び一般業務委託に係る入札参加停止基準（平成 18 年集用第 103 号）に基づく指名停止期間中でないこと
- (12) 迅速かつ具体的な連絡・調整ができ、緊急時に迅速な対応が可能な者であること。
- (13) 次のアからキのいずれかにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

6 企画提案募集要領等の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

公告の日から令和 8 年 10 月 16 日（金）の午後 5 時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）とする。

(2) 配布場所及び配布方法

上記 3 (2) での手交又は電子メールによる。

7 企画提案参加方法

(1) スケジュール

県公報による公告開始	令和 8 年 9 月 29 日（火）
質問の受付	令和 8 年 10 月 6 日（火）午後 5 時まで
参加表明書、企画提案書等の提出期限	令和 8 年 10 月 16 日（金）午後 5 時まで
企画説明（プレゼンテーション）	令和 8 年 10 月 28 日（水）午後
選定結果の伝達	令和 8 年 10 月 30 日（金）

なお、応募者の状況により変更する場合がある。

(2) 企画提案募集要領等に関する質問の受付及び回答

書面又は電子メールにて令和8年10月6日(火)午後5時まで受け付け、令和8年10月9日(金)までに質問者及びプロポーザル参加者に電子メールで回答する。

(3) 参加表明書の提出

- ア 提出書類 参加表明書(様式1)
- イ 提出期限 令和8年10月16日(金)午後5時まで(必着)
- ウ 提出先 3(2)に記載の執行部署(県庁東館9階)
- エ 提出方法 電子メール(送達確認すること)

(4) 企画提案書の提出

ア 提出書類

以下の書類を提出すること。

	提出物	内容・備考	様式
1	企画提案書	(代表者印等の押印不要)	様式2
2	企画内容	・AIチャットロボットによる就農相談システム構築方法 ・経費積算書 ・実施スケジュール ・業務実施体制 ・同種・類似業務の実績 (資料は、A4用紙20ページ以内)	任意
3	企画提案参加に係る誓約書		様式3
4	会社概要	(パンフレット等、組織、沿革、事業内容が分かる書類)	—

イ 提出期限

令和8年10月16日(金)午後5時まで(必着)

ウ 提出先

3(2)に記載の執行部署(県庁東館9階)

エ 提出方法

電子メール(送達確認すること)

8 選定方法

(1) 選定委員会による選定

提出された企画提案書は、「令和8年度AIチャットロボットによる就農相談システム構築業務委託企画提案選定委員会(以下「選定委員会」という。)」において、8(3)審査基準に基づいて審査し、委託事業者を選定する。審査は、提出された企画提案書及びプレゼンテーションにより行う。

なお、5者以上の参加表明があった場合は、書類審査により4者程度選定する。書類選考の選定結果は、令和8年10月23日(金)までに通知する。

(2) 企画説明(プレゼンテーション)

日時 令和8年10月28日(水)以降で農業ビジネス課が指定した日時

方法 オンライン(Zoomを使用)又は対面で実施

- ・日時や参加用 URL は、令和 8 年 10 月 23 日（金）までに、各提案者に電子メールにて通知する。
- ・1 提案者当たりの所要時間は、説明 20 分以内、質疑応答 10 分以内とする。
- ・1 社あたりの参加人数は 3 名以内とする。

(3) 審査基準

次の事項等を選考基準とする。

項目	審査基準
1 企画提案	・業務内容を的確に理解し、応えられる提案になっているか ・就農希望者が直感的に操作でき、分かりやすく円滑に相談できる画面構成となっているか ・想定 QA や経営指標等のデータを反映できる AI システムになっているか ・ユーザーの意図を汲み取り、相談内容の整理や問合せ先の紹介など、次の行動につながる応答ができているか ・相談内容を Excel 等の閲覧可能な形式により利用者及び管理者が出力・保存できる機能があるか ・利用者の相談内容は集計でき、相談テーマ、制度、地域、作目等分類されてフィードバックできるか
2 業務の遂行	・スケジュールは現実的で、実現可能であるか ・業務を遂行できる十分な実績やスキルがあるか ・問い合わせ、クレーム及びトラブル対応の体制は整っているか ・地域貢献活動、SDGs、労働環境改善などの取組を実施しているか
3 経費見積の妥当性	・事業内容に見合った経費見積りとなっているか ・次年度以降の保守運営について、低いコストで運用可能となっているか

(4) 選定結果発表

選定結果は、全ての企画提案者に令和 8 年 10 月 30 日（金）までに電子メールにて通知する。ただし、審査の経緯については公表しない。

なお、非選定通知を受け取った者は、通知の翌日から 5 日（土曜日及び日曜日を除く）以内に書面（自由様式）により、非選定理由について説明を求めることができる。

9 契約についての留意点

企画提案し選定された事業の内容・規模等については、選定された民間企業等と県との間で事前に協議の上決定し、契約仕様書案等を作成する。場合によっては、双方で調整の上、提案内容に修正・変更を行うことがある。その後、見積書を徴する随意契約を行い、契約締結となる。

10 公正な公募の確保

- (1) 応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 応募者は、競争を制限する目的で他の応募者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 応募者は、委託予定事業者の選定前に、他の応募者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。

い。

- (4) 応募者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案公募を公正に執行することができないと認められるときは、当該応募者を参加させず、若しくは公募の執行を延期し、又は取りやめることがある。

11 その他

- ・本企画提案にかかる費用（プレゼンテーションを含む）は各企画提案者の負担とする。
- ・提出された書類等は返却しない。
- ・県と公契約を締結するに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（定型様式）を提出すること。
- ・公契約に基づく業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請負者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（定型様式）を提出させ、その写しを契約担当者に提出すること。